


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1 要旨</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正に伴い、母子保護の実施費用徴収基準の備考に引用している条文の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表（第5条関係）備考3中の引用している条を改正。 ・同表同中に「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果等</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。